四街道市電子契約実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　電子署名　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

⑵　電子契約書　電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書（仮契約書及び変更契約書を含む。）をいう。

⑶　電子契約　電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。

⑷　電子契約サービス　サービス提供業者（市の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。）が市及び契約相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。

⑸　担当者　市の職員のうち、契約相手方に電子契約書の送信その他電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行う者をいう。

⑹　承認者　市の職員のうち、契約相手方及び担当者が承認した電子契約書が、市の決裁を得たものと相違ないことを確認し、電子契約サービス上で承認する者をいう。

（電子契約の利用範囲）

第３条　市における契約（協定、覚書その他契約に類するものを含む。以下同じ。）は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

⑴　法令等の定めにより書面によるべきとされている契約

⑵　前号に掲げるもののほか、電子契約によることが適当でないと認められる契約

２　市長は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる契約か否かを明示するものとする。

（承認者の設置）

第４条　各所属に承認者を置き、所属長をもってこれに充てる。承認者が不在のときは、四街道市事務決裁規程（昭和５５年訓令第９号）第７条の規定を適用する。

（電子契約の運用管理者）

第５条　電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、契約課長をもってこれに充てる。

２　運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　電子契約サービスの利用可能な状態の維持
⑵　電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
⑶　電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
⑷　その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

（アカウント等の取扱い）

第６条　アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、所属長に付与する。

２　アカウントの変更は、運用管理者が行う。

３　アカウントの取扱いは、所属長が適正に行う。

４　電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、所属長が行う。

５　所属長は、前項のパスワードを所属外の者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

（電子契約によることの意思確認）

第７条　市長は、契約相手方からの電子契約利用申出書（別記様式）の提出により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

（変更契約）

第８条　市長は、原契約が電子契約によるものか否かに関わらず、電子契約によりその変更契約をすることができる。

２　電子契約による原契約の変更契約を書面により行った場合においては、原契約の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

（電子契約書の保存）

第９条　電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

２　電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別記様式（第７条）

年　　月　　日

四街道市長　　様

所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名

電子契約利用申出書

以下の案件について、四街道市と電子契約サービスを利用した契約締結を希望します。
なお、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

１．案件名

２．契約締結権限者

役職		氏名	
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			

３．契約事務担当者

役職		氏名	
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			
電話番号			

備考

１　契約事務担当者のメールアドレスが契約締結権限者のものと同一の場合は、「同上」と記載してください。

２　建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第１９条第１項及び第２項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

⑴電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

⑵電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がＰＤＦファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等